

GIFU

HOZEN

岐阜県保全協会報

2004 / 第59号

平成16年7月15日発行

題字：梶原拓岐岐阜県知事



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

特集	(社)岐阜県産業環境保全協会第30回通常総会 ……………	2
あいさつ	就任あいさつ	
	岐阜県健康福祉環境部環境局長 猿渡要司 ……	5
	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室長 宗宮康浩 ……	6
	岐阜市環境事業部環境指導室長 堀野誠夫 ……	7

行政ニュース

使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室 ……	8
産業廃棄物処理等実績報告書について	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室 ……	14
産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例 を定める省令の施行等について	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室 ……	23
岐阜市環境事業部組織機構	岐阜市環境事業部環境指導室 ……	30

地域振興局だより	「ぎふ自然体験塾」の紹介	岐阜県岐阜地域振興局環境課 ……	31
----------	--------------	------------------	----

シリーズ	わがまちの産業廃棄物問題と対策	富加町長 坂井弘道 ……	32
		七宗町長 大矢智廣 ……	33

協会だより	平成16年度第1回各委員会の開催 ……………	34
	第1回中部地域協議会専務理事会議開催 ……………	34
	中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議開催 ……………	34
	(社)全国産業廃棄物連合会第20回通常総会開催 ……………	34
	全産廃連会長表彰 ……………	35
	自動車リサイクル法第3回全国説明会開催 ……………	35
	第1回中部地域協議会開催 ……………	35
お知らせ	新規加入会員の紹介 ……………	36
講演	産業廃棄物処理の動向について	
	講師 (財)日本産業廃棄物処理振興センター 専任講師 村田 弘 ……	37
お知らせ	新産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書 ……………	47

表紙写真

大垣市内の休耕田にて。

(日本風景写真協会 二村 岩夫)

第30回通常総会を開催

平成15年度事業報告・収支決算承認

第30回通常総会が去る6月25日(金)岐阜市内「岐阜グランドホテル」において多数の来賓のご臨席をいただき盛大に開催されました。

総会では、中本理事長がつぎのとおりご挨拶を申し上げます。

理事長挨拶

「適正処理の徹底、

本日、ここに第30回通常総会を開催いたしましたところ、ご来賓各位をはじめ、会員皆様の多数のご出席を頂き、盛大に挙行することができましたことは、誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

当協会は、平成元年設立以来社団法人として産業廃棄物の適正な処理と積極的な再生利用等を推進することにより、県民の福祉向上に寄与することを目的にして、関係者の方々のご理解を得て、会員数も当初発足時の約3倍になるなど鋭意事業を推進してきたところであります。

これもひとえに、県ご当局をはじめ、関係行政機関、産業界等関係各位の暖かいご理解とご支援の賜ものと心から感謝申し上げます次第でございます。

しかしながら、今回、岐阜市における産業廃棄物の不適正事案は、極めて悪質であり、社会的にも許される行為ではなく、厳しくその責任を問われるべきものであります。また、この業者が当協会の会員であったことは誠に残念であり、再三にわたり、会員皆さんに適正処理の徹底をお願いしたところであります。

また、このことは、今日まで会員一体となって築いてきた適正処理に向けての様々な取り組みを根底から覆すことにもなり、これを回



第30回通常総会

復するためには、厳しい世論を背景とした中で、今まで以上に法令の遵守を徹底し、社会的良識をもって判断し行動しなければなりません。

また、産業廃棄物の処理は、「安い処理価格」とした考えが排出事業者が多く、そのことが不法投棄などの一因となっているとも考えられております。排出事業者の方々にも、適正価格による委託とマニフェスト制度の徹底を図られるよう、お願いするところであります。

現在、国に於いては、優良業者の育成と不法投棄撲滅につなげるため、処理業者のうち優良業者を公表する制度を来年度から導入しようとしております。

先般、東京における全産連の総会に出席し、國中会長の挨拶の中で話されたことと、私が感じたことを申し上げ、今後の事業展開につなげていきたいと思っております。全産連発足20年になるが、事業量は目まぐるしく増大し、不法投棄等問題はあったが、会員は真剣に取り

組んできた、しかしながら環境省の進める優良事業所の育成については、真剣に真摯に受け止め、2、3年の内に体質改善を図らなければならないと思います。また、環境省の産業廃棄物課長は、優良化制度は最重点に進めるが、今までは不法投棄対策にエネルギーを集中してきたが、そのことがすべてであってはならない、善良な意識を持って環境ビジネスとしてのレベルアップを図り今後、法律的にも考えて産業全体が認知できるように業界の育成に力を入れていくと言われました。また、丹羽元厚生大臣は、環境立国としてこの環境ビジネスは、おそらく今後、20年、30年、市場規模、雇用規模も大きな経済効果、大きな産業として成長していくだろうと言われました。それに携わる者は、誇りと自覚を持って善良な事業に進めていかなければ成らないと申されました。当協会も15年前に全国に先駆けて、知事提唱の産業環境保全として設立され、廃棄物に関係する者だけでなく全産業に準ずるもの、一般の方々からも、協力をいただき連帯感を持って協会が出来ているわけです。静岡県においては、排出業者、収集運搬業者、処理業者、さらには商工会議所までが連帯感を持って地域社会から認知を受けるよう努力しています。

岐阜県もそのような方法を提唱してきたところですがさらに、この1年をかけて役員の方々と共に協会の運営にまた、会員の皆様とも改革改善をしてその方策を打ち出していく大事な年でもありますので皆様のご協力をお願いしたいと思います。

また、県、市におかれましても、今回の大きな不幸な問題を契機にあらゆる面で努力されると思いますので、どうか直接関係のある皆様方もそれに沿ったかたちで事業の推進に邁進されますようお願いいたします。

最終処分場の問題は「(財)地球環境村ぎふ」で、進めていただいておりますがなかなか難しい問題がありまして、進まないのが現状です。

しかし、目的であるこの問題は、目に見えて事業推進が出来ることが、県議会等からも多く求められておるのが昨今でありますことから、そういう団体とも連携しながらさらに善処したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上のような岐阜県産業の活性化をはかるという当協会の事業目的を達成するため、会員の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の総会は、平成15年度の事業報告及び収支決算について、ご審議いただき、ご承認をお願いするものでございます。また、本日は、永年にわたり、産業廃棄物業界の指導育成のために、当協会の役員として尽力下さいましたご功績により、お二人の方が栄えある知事表彰を受賞されます。ご顕彰されます方々に対し皆様とともにそのご功績をお讃えし、心からお祝いを申し上げたいと思います。

なお、本来であれば本日ご来賓をはじめ受賞者の方々やご出席の皆様と親しく交流を深める機会として懇親会を設けるとありますが、今回の不適正事案を厳粛に受け止め自粛することと致しましたのでご理解を賜り、改めて適正処理の徹底に向け会員一丸となって取り組んでいただくようお願い申し上げます。

終わりに、本日、ご多忙のなかご臨席賜りましたご来賓の皆様に対し心から感謝し、お礼を申し上げますとともに、今後とも、当協会に対しまして一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。



つづいて、議事に入る前に廃棄物処理関係業界の指導育成功労により、当協会理事の株式会社野々村商店代表取締役野々村清様、日本ウエストーン株式会社取締役会長臼井清三様が栄えある岐阜県知事表彰を受賞され、猿渡環境局長から伝達されました。

続いて来賓祝辞移り、岐阜県知事（猿渡要司環境局長代読）岐阜県議会議長（村下貴夫厚生環境委員会副委員長代読）、岐阜市長（一野憲彦環境事業部長代読）が祝辞を述べられ、森元恒雄参議院議員からの祝辞を披露した後、議事へと進められました。

議事は、株式会社粥川商店粥川長司氏を議長に選出し第1号議案平成15年度事業報告、第2号議案平成15年度収支決算について慎重に審議し、いずれも原案どおり可決承認され閉会しました。

知事表彰

平成16年度産業廃棄物業界の指導育成功労者に対する知事表彰が第30回通常総会の席上で行われました。



野々村 清氏



臼井 清三氏

栄えある受賞者は、次の方々です。(敬称略)

- 野々村 清（岐阜市）
株式会社 野々村商店 代表取締役
（当協会理事・広報編集委員）
- 臼井 清三（岐阜市）
日本ウエストーン株式会社 取締役会長
（当協会理事・研修指導委員会副委員長）

第1回理事会

平成16年度第1回理事会が平成16年5月18日(火)午後1時30分から岐阜市内の「岐阜県県民ふれあい会館」に於いて開催されました。

この理事会においては、次の議案が審議されいずれの議案も全員一致で原案どおり可決承認されました。

- 第1号議案 平成15年度事業報告について
- 第2号議案 平成15年度収支決算について
- 第3号議案 第30回通常総会について
- 第4号議案 新規加入会員の承認について

第2回理事会

平成16年度第2回理事会が平成16年6月25日(金)午後5時15分から岐阜市内の「岐阜グランドホテル会議室」において開催されました。

この理事会においては、次の議案が審議されいずれの議案も全員一致で原案どおり可決承認されました。

- 第1号議案 委員会委員の選任について
- 第2号議案 新規加入会員の承認について

新委員の紹介

平成16年6月25日の第2回理事会において委員会の委員の構成員である(有)丹羽建材の代表者に異動があり、研修指導委員会委員の丹羽恵三郎氏が退任され、(有)丹羽建材の代表取締役 丹羽 武氏が新委員に選任されましたのでご紹介します。

春の定期人事異動

岐阜県健康福祉環境部環境局長に猿渡要司氏、廃棄物対策室長に宗宮康浩氏が着任。岐阜市環境事業部環境指導室長に堀野誠夫氏が着任されました。



就任ごあいさつ

岐阜県健康福祉環境部環境局長

猿 渡 要 司

本年4月の異動で、岐阜県健康福祉環境部環境局長に就任いたしました猿渡でございます。本誌面をお借りしまして一言ご挨拶申し上げます。

貴協会の皆様には、日頃より環境行政とりわけ廃棄物行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年3月に岐阜市椿洞において産業廃棄物の大規模な不適正処理事案が発覚し、社会的に大きな反響を呼び、県民の産業廃棄物処理に対する不信感・不安感を一層増大させることになりました。県においては従来から県内一斉パトロールなど不適正処理事案に対する監視強化を図っているところですが、今後は岐阜市とも連携を図りつつ、県全域で適正な廃棄物処理が行われるよう尽力してまいります。会員の皆様におかれましても、産業廃棄物の適正処理に対して一層の御尽力、御協力をお願いしたいと存じます。

廃棄物の問題を根本的に解決していくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄といった20世紀型の社会・経済の仕組みを根底から改め、21世紀型の循環を基調とした持続可能な社会に変えていくことが必要であります。

岐阜県におきましては、「協働」、「共存」、「循環」、「地球環境の保全」の4つを基本目標とした「岐阜県環境基本計画」を平成13年3月に策定し、県民、事業者、行政の三者が環境問題を自らの問題として認識し、環境に配慮した責任ある行動をとるという「協働」をすべての施策の前提として位置づけており、三者の協働により循環型社会の実現が可能であると考えております。

今年度は、県民の生命と健康を守るため、「総合的に生態系を守る」、「自己完結の循環社会をつくる」、そして「新しい県民協働のモデルをつくる」の大きな柱の下に、「日本一住みよいふるさと岐阜県」を環境面で実現していくこととしており、廃棄物対策につきましては、引き続き廃棄物対策五原則（「安全第一」、「公共関与」、「リサイクルの徹底」、「複合行政」、「自己完結」）及び3R対策（リデュース（減らす）、リユース（再利用する）、リサイクル（資源化する））を基本に、自己完結の循環社会をめざしてまいります。

貴協会におかれましては、今後ますますその役割、責任が増大することと存じますが、引き続き環境行政に対する御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様の御健勝、御活躍を祈念しまして御挨拶とさせていただきます。



就任ごあいさつ

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室長
宗 宮 康 浩

本年4月の異動で、岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室長に就任いたしました宗宮でございます。一言ご挨拶申し上げます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、産業廃棄物の適正処理につきまして、格別のご御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

貴協会におかれましては、平成元年に産業廃棄物の適正処理、積極的な再生利用等推進により、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、県民の福祉の向上に寄与することを目的に設立されて以来、本県の産業廃棄物の適正処理の推進はもとより、広く生活環境の保全、産業の健全な発展に大きく寄与され、県の廃棄物行政に多大なるお力添えをいただいていることに心から感謝と敬意を表します。

さて、21世紀は「環境の世紀」と言われ、大量生産・大量消費・大量廃棄を繰り返した「経済優先の20世紀」から、環境にやさしい「循環型社会」の形成に向け、県民の皆様や事業者の皆様と行政が互いに手を取り合い「協働」して取り組んでいくことが急務となっています。

県では、平成13年3月に「協働」して環境保全に取り組むことを基本方針として、岐阜県独自の視点により定めた「岐阜県環境基本計画」を策定し、県民、事業者、行政のそれぞれの役割分担と責任を明確としながら、協働して循環型社会の実現を目指すこととしております。

このような観点から、本年度は、県民の皆様は産業廃棄物問題に関する正しい知識を持っていただけるよう、県内の産業廃棄物の排出から最終処分場までの一連の流れを体験する「岐阜県産業廃棄物ものがたり」体験バスツアーを実施するほか、県民総ぐるみで廃棄物の不適正処理を未然に防止するため、周辺住民が処理施設を監視する「岐阜県ふるさと環境保全委員会」の設置拡大などを進めていくこととしております。

また、引き続き、廃棄物対策五原則（安全第一、公共関与、リサイクルの徹底、複合行政、自己完結）を基本に据えて、廃棄物行政を進めてまいりたいと考えております。

貴協会におかれましては、旧来にも増して、その役割、責任の重みを十分に認識いただき、深いご理解と積極的なご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご活躍を祈念しまして就任の挨拶とさせていただきます。



就任ごあいさつ

岐阜市環境事業部環境指導室長

堀野 誠 夫

本年4月の人事異動により、岐阜市環境事業部環境指導室長に任命されました堀野でございます。本紙面をお借りしまして一言ご挨拶を申し上げます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から本市における産業廃棄物の適正処理等の業務に関しまして、多大なる御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの、岐阜市北部の山林における産業廃棄物不法投棄問題につきまして、地元住民の方々を始め、多くの方々に大変な不安と心配をおかけしておりますこととお詫び申し上げます。

現在、市民の安全を最優先に周辺環境調査を実施するとともに、ポーリング調査等による廃棄物の投棄量及び組成の把握等を進めております。また、再発防止に向け岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会、支障の除去対策、及び再生ビジョンの検討を行うため学識経験者等で構成した岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会を設置し問題解決に向け全力を尽くしておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、平成17年1月1日から自動車リサイクル法(使用済み自動車の再資源化等に関する法律)が施行されます。年間約400万台排出される使用済み自動車から生ずるシュレッダーダストが最終埋め立て処分量に影響を及ぼしていることから、埋立て処分量の極小化、フロン類等の適正処理など不法投棄の防止に資する仕組みとなっております。今後この法律により使用済みとなった自動車はすべて廃棄物として扱われることとなりますので、関係団体のご協力をいただき、使用済み自動車の適正処理に努めてまいりたいと思います。

廃棄物の減量化、再資源化は社会的関心の高まりや、各種リサイクル関連法制定にともない、その効果が少しずつ現れていると実感しておりますが、さらに減量化、再資源化を進め、少しでも環境への負荷が低減される循環型社会へと構造転換を図ることが、次世代の環境を守ることに繋がると思います。そのためには廃棄物の排出事業者、処理業者、市民、行政がそれぞれの役割を認識し、責任を果たすことが重要なことと考えております。

しかしながら廃棄物を取り巻く環境は非常に厳しく、負の遺産ともいえるPCBの適正処分等多くの問題が山積しておりますが、人々の安全な生活環境を確保できるよう努力していく所存でございますので、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者の皆様により構成されます貴協会には、今後とも御理解御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴協会の一層の御発展と会員皆様方の御健勝を祈念いたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室

◆法律の概要

自動車リサイクル法は、使用済みとなった自動車から発生し、減量化、リサイクルを特に推進する必要がある「シュレッダーダスト」「フロン類」「エアバック類」の3品目を引き取り、リサイクル（フロン類については破壊）を行うことを自動車メーカーと輸入業者に義務づけるものです。

◆関係者の役割を明確化

①自動車所有者

- ・シュレッダーダスト、エアバック類、フロン類のリサイクルに必要なリサイクル料金を負担する。
- ・最終所有者は引取業者に使用済自動車を引き渡す。

②引取業者【登録制】

- ・自動車の最終所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡す。

③フロン類回収業者【登録制】

- ・フロンを回収基準に従って適正に回収し、自動車メーカー・輸入業者へ引き渡す。（自動車メーカー・輸入業者にフロン類回収料金を請求できる）

④解体業者【許可制】

- ・使用済自動車の解体を再資源化基準に従って適正に行い、エアバック類を回収し、自動車メーカー・輸入業者へ引き渡す。（自動車メーカー・輸入業者にエアバック類回収料金を請求できる）

⑤破砕業者【許可制】

- ・解体自動車（廃車ガラ）の破砕（プレス・せん断処理、シュレディング）を再資源化基準等に従って適正に行い、シュレッダーダストを自動車メーカー・輸入業者へ引き渡す。

⑥自動車メーカー・輸入業者

- ・自ら製造または輸入した自動車在使用済みとなった場合、その自動車から発生するシュレッダーダスト、エアバック類、フロン類を引き取り、リサイクル等を行う。
- ・自動車の設計・部品又は原材料の種類に工夫を通じた自動車の長期使用の促進とリサイクルを容易にし、リサイクルに要する費用の低減を図る。

◆関連事業者の登録・許可

- ・それぞれの事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市（岐阜市）の市長（以下「都道府県知事等」という。）の登録及び許可が必要です。
- ・解体業及び破砕業の許可は平成16年7月1日からスタートします。
- ・引取業者及びフロン類回収業者の登録は平成17年1月1日からスタートします。

* 関連事業者とは、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者をいいます。

◆自動車リサイクルシステムへの事業者登録

- ・上記都道府県知事等の登録及び許可とは別に自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。
- ・目的は電子マニフェスト制度による移動報告及びリサイクル料金の収納等を行うためです。
- ・この自動車リサイクルシステムへの登録手数料や年会費は不要です。
- ・この自動車リサイクルシステムへの事業者登録は事業者単位で工程毎（引取工程、フロン類回収工程、解体工程、破砕工程）に行うことになっており、1事業者が複数工程を実施する場合は全ての工程の自動車リサイクルシステムへの登録が必要です。

<p>引取業者</p> <p>新規手数料 4,000円 更新手数料 3,000円</p>	<p>事業者ごとに都道府県知事等の登録が必要です。(5年ごとの更新制)</p> <p>【登録基準等の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要装備：電子マニフェストのためのインターネットが使用できるパソコン(紙ベースでも報告可能、但し有料) ・必要施設：特になし <p>*現在、フロン回収破壊法の第二種特定製品引取業者の登録を受けている事業者は、引取業の登録事業者とみなされますので、手続きは不要です。(岐阜市に事業所がある場合は、岐阜市の登録を受けた事業者とみなされます。)</p>
<p>フロン類回収業者</p> <p>新規手数料 5,000円 更新手数料 4,000円</p>	<p>事業者ごとに都道府県知事等の登録が必要です。(5年ごとの更新制)</p> <p>【登録基準等の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要装備：フロン類回収装置、電子マニフェストのためのインターネットが使用できるパソコン(紙ベースでも報告可能、但し有料) ・必要施設：特になし <p>*現在、フロン回収破壊法の第二種フロン類回収業者の登録を受けている事業者は、フロン類回収業の登録事業者とみなされますので、手続きは不要です。(岐阜市に事業所がある場合は、岐阜市の登録を受けた事業者とみなされます。)</p>
<p>解体業者</p> <p>新規手数料 78,000円 更新手数料 70,000円</p>	<p>事業者ごとに都道府県知事等の登録が必要です。(5年ごとの更新制)</p> <p>*使用済自動車解体して、部品取りを行う業者は解体業の許可が必要。許可を受ければ、エアバック類の回収等に加え、タイヤ、バッテリー、廃油・廃液等の再資源化が義務づけられます。</p> <p>【許可基準等の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要装備：解体作業工具、補助機械類、電子マニフェストのためのインターネットが使用できるパソコン(紙ベースでも報告可能、但し有料) ・必要施設： <ol style="list-style-type: none"> ①解体前使用済自動車の保管施設 ②解体するための施設(燃料採取施設、解体作業場、取り外し部品類保管設備) ③解体自動車の保管施設 <p>*いずれも、廃油・廃液等地下浸透防止(鉄筋コンクリート床面等)、外部流出防止(排水溝、油水分離槽等)、雨水防止設備(屋根等)等が必要</p> <p>*許可制度開始時(平成16年7月1日)に解体業を行っており、かつ廃棄物処理法の業の許可を受けている事業者は、許可制度開始から3ヶ月以内(9月末日まで)に届出を行えば解体業の許可を受けたこととみなされます。但し、みなし許可を受ける解体業者においても、許可基準を満たす必要がありますので、施設整備等が必要な場合もあります。</p>
<p>破砕業者</p> <p>新規手数料 84,000円 更新手数料 77,000円 事業範囲変更手数料 75,000円</p>	<p>事業者ごとに都道府県知事等の登録が必要です。(5年ごとの更新制)</p> <p>【許可基準等の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要装備：シュレッダー等の処理施設、電子マニフェストのためのインターネットが使用できるパソコン(紙ベースでも報告可能、但し有料) ・必要施設： <ol style="list-style-type: none"> ①破砕処理前解体自動車の保管施設 ②破砕処理施設(破砕前処理施設、破砕施設) ③破砕残さ、または圧縮・せん断した解体自動車の保管施設 <p>*いずれも、生活環境保全上の支障防止の措置等が必要</p> <p>*許可制度開始時(平成16年7月1日)に破砕業を行っており、かつ廃棄物処理法の産業廃棄物処理業(処分業)の許可を受けている事業者は、許可制度開始から3ヶ月以内(9月末日まで)に届出を行えば破砕業の許可を受けたこととみなされます。但し、みなし許可を受ける破砕業者においても、許可基準を満たす必要がありますので、施設整備等が必要な場合もあります。</p>

◆リサイクル料金の構成

①シュレッダーダスト料金	シュレッダーダストのリサイクルに必要な料金
②エアバック類料金	エアバック類（シートベルトプリテンショナーを含む）の回収・運搬とリサイクルに必要な料金
③フロン類料金	フロン類の回収・運搬と破壊に必要な料金
④情報管理料金	リサイクル工程に回った使用済自動車の状況を電子情報で管理するために必要な料金
⑤資金管理料金	資金管理法人がリサイクル料金の収納及び管理・運用を行うために必要な料金

◆リサイクル料金の預託

- ・使用済自動車のリサイクルに要する費用に関しては、自動車の所有者にリサイクル料金の預託による負担を求めます。

◆リサイクル料金の預託時期

- ・制度施行後、販売される自動車については新車販売時
- ・制度施行時の既販車については、最初の車検時まで
- ・登録、車検を受けることのない構内車等は、使用済みとなって引取業者に引き渡す時まで
*リサイクル料金は、予め各自動車製造業者が定め公表します。

◆電子マニフェスト（移動報告）制度の導入

- ・電子マニフェスト制度を導入し、使用済自動車が各段階の事業者間で適切に処理されていることを確認できる情報管理システムです。
*登録及び許可を受けている各関連事業者が使用済自動車等の引取り、引渡しを行った際、原則パソコン等を利用して情報管理センター（(財)自動車リサイクル促進センター）に報告する制度です。

◆自動車リサイクル法と既存制度の関係

①廃棄物処理法との関係

- ・使用済自動車、解体自動車（廃車ガラ）、シュレッダーダスト、エアバック類については、その金銭的価値の有無にかかわらず、すべて廃棄物処理法上の廃棄物として扱われます。
- ・廃棄物処理法に基づく産業廃棄物マニフェストや従来の使用済自動車用マニフェストは、自動車リサイクル法の電子マニフェスト制度に一本化されます。
- ・自動車リサイクル法の登録及び許可業者については、使用済自動車等の運搬・処理にあたっては廃棄物処理法の業の許可は不要です。

②フロン回収破壊法との関係

- ・フロン回収破壊法（カーエアコン部分）については、その枠組みが自動車リサイクル法に引き継がれます。（フロン回収破壊法の登録第二種特定製品引取業者、登録第二種フロン類回収業者は、それぞれ自動車リサイクル法の引取業者、フロン類回収業者の地位に自動的に移行します。）
- ・平成16年12月31日までにフロン回収破壊法の登録第二種特定製品引取業者に引き渡されたカーエアコン搭載の使用済自動車については、現行のフロン回収破壊法の仕組みに従う必要があります。

上記について、詳しい情報を見たい方は、環境省 (<http://www.env.go.jp/recycle/car/index.html>) または経済産業省 (<http://www.meti.go.jp/policy/automobile/index.html>) のホームページをご覧ください。

○問い合わせ先

各地域振興局（事務所）環境課

岐阜地域振興局	〒500-8708	岐阜市司町1	岐阜総合庁舎内	☎ 058-264-1111
西濃地域振興局	〒503-0838	大垣市江崎町422-3	西濃総合庁舎内	☎ 0584-73-1111
西濃地域振興局揖斐事務所	〒501-0603	揖斐郡揖斐川町上南方1-1	揖斐総合庁舎内	☎ 0585-23-1111
中濃地域振興局	〒505-8508	美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1	環境部	☎ 0574-25-3111
中濃地域振興局武儀事務所	〒501-3756	美濃市生穂1612-2	中濃総合庁舎内	☎ 0575-33-4011
中濃地域振興局郡上惟正	〒501-4292	郡上市八幡町初音1727-2	郡上総合庁舎内	☎ 0575-67-1111
東濃地域振興局	〒507-8708	多治見市上野町5-68-1	東濃西部総合庁舎内	☎ 0572-23-1111
東濃地域振興局恵那事務所	〒509-7203	恵那市長島町正家後田1067-71	環境部	☎ 0573-26-1111
飛騨地域振興局	〒506-8688	高山市上岡本町7-468	飛騨総合庁舎内	☎ 0577-33-1111
飛騨地域振興局下呂市社在	〒509-2592	下呂市萩原町羽根2605-1	下呂総合庁舎内	☎ 0576-52-3111

岐阜県 健康福祉環境部 廃棄物対策室

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

☎ 058-272-1111

- 廃棄物対策室のホームページ

<http://www.pref.gifu.jp/common/text/denshi/menu3/11225.htm>

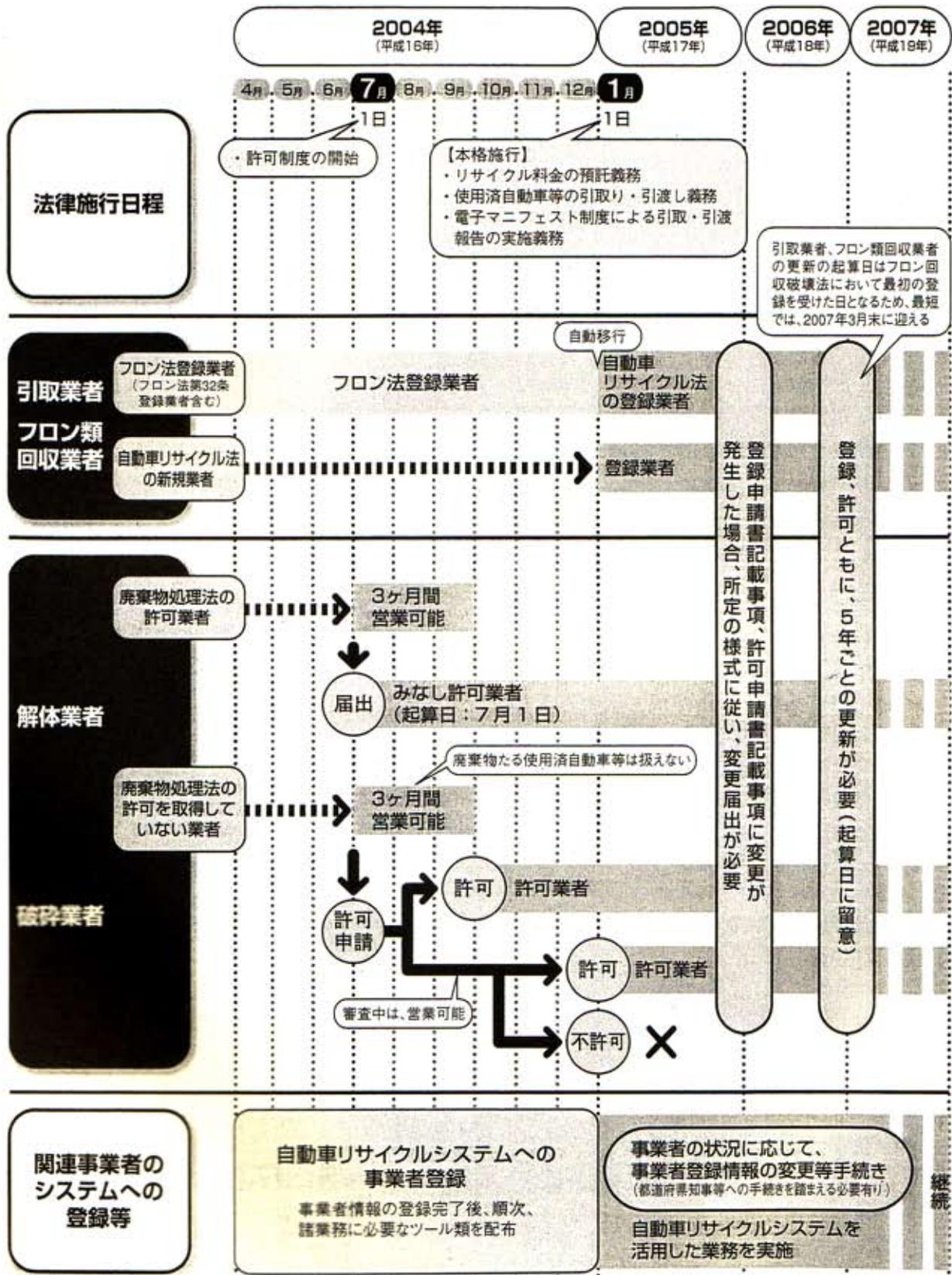
なお、岐阜市分については岐阜市役所環境事業部環境指導室へお問い合わせ下さい。

岐阜市役所 〒500-8720 岐阜市神田町 1-11

☎ 058-265-4141

○ 地域振興局（事務所）管轄市町村

岐阜地域振興局	羽島市	中濃地域振興局	美濃加茂市	東濃地域振興局	多治見市	
	各務原市		可児市		瑞浪市	
	川島町		坂祝町		土岐市	
	岐南町		富加町		笠原町	
	笠松町		川辺町		東濃地域振興局 恵那事務所	中津川市
	柳津町		七宗町			恵那市
	北方町		八百津町		坂下町	
	H15. 5. 1 から瑞穂市		穂積町		白川町	川上町
			巢南町		東白川村	加子母村
			本巣町		御嵩町	付知町
	H16. 2. 1 から本巣市		真正町		兼山町	福岡町
			糸貫町		中濃地域振興局 武儀事務所	関市
H15. 4. 1 から山県市	根尾村	美濃市	岩村町			
	高富町	洞戸村	山岡町			
	伊自良村	板取村	明智町			
	美山町	武芸川町	串原村			
西濃地域振興局	大垣市	武儀町	上矢作町			
		上之保村	飛騨地域振興局	高山市		
		八幡町		丹生川村		
		大和町		清見村		
		白鳥町		荏川村		
		高鷲村		白川村		
		美並村		宮村		
		明宝村		久々野町		
		和良村		朝日村		
				輪之内町	高根村	
				安八町	国府町	
				墨俣町	H16. 2. 1 から飛騨市	古川町
西濃地域振興局 揖斐事務所	揖斐川町	河合村				
	谷汲村	宮川村				
	大野町	神岡町				
	池田町	上宝村				
	春日村	飛騨地域振興局 郡守事務所	H16. 3. 1 から下呂市	萩原町		
	久瀬村			小坂町		
	藤橋村			下呂町		
	坂内村			金山町		
				馬瀬村		



産業廃棄物処理等実績報告書について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室

岐阜県では、毎年、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設設置者の方に産業廃棄物処理等実績報告書の提出を求めています。

今年度は、岐阜市内で発生した産業廃棄物不適正事案を踏まえ、より一層廃棄物行政に活用できるように報告様式を変更しました。

実績報告書により、岐阜県（岐阜県知事の管轄区域をいう。以下同じ）から他縣市へ排出される産業廃棄物、他縣市から岐阜県に搬入される産業廃棄物の移動の状況や、処分業者や処理施設における処理状況を把握しますので、報告期限内に管轄する地域振興局（事務所）環境課へ報告書を提出してください。

1 様式改正のポイント

(1) 収集運搬業者用様式（様式1、様式1の2）

- ① 様式を簡素化し、排出事業所、運搬先の事業所、受託量等を記載することとした。
- ② 排出場所を把握するため、排出事業者の所在地ではなく、排出事業所の所在地（産業廃棄物の発生場所）を記載することとした。
- ③ 岐阜県への搬入、岐阜県から搬出の状況を的確に把握するため、様式を追加した。

(2) 処分業者用様式（様式2、様式2の2）

- ① 様式を簡素化し、排出事業所、中間処理後の廃棄物の処分先、受託量等を記載することとした。
- ② 排出場所を把握するため、排出事業者の所在地ではなく、排出事業所の所在地（産業廃棄物の発生場所）を記載することとした。
- ③ 中間処理して有価物となったものの量を記載することとした。
- ④ 中間処理後の廃棄物の処分先又は有価物の売却先を記載することとした。

(3) 中間処理施設設置者（処分業者を除く）用様式（様式3）

- ① 中間処理して有価物となったものの量を記載することとした。
- ② 中間処理後の廃棄物の処分先又は有価物の売却先を記載することとした。

(4) 最終処分場用様式（様式4）

- 内容に変更はありませんが、前年度の報告、埋立処分実績と整合させること。

2 報告の期限

例年6月30日を報告期限としておりますが、今年度は報告様式の変更等により発送が遅れましたので、8月20日（取り纏めの都合により地域振興局により若干異なります。）までに、管轄する地域振興局へ報告してください。

3 記載例

別紙のとおり

4 注意事項

報告内容を有効に活用するため、適正に記載されていない場合は、訂正や再提出を求めます。

5 その他

- (1) 様式は県のホームページからダウンロードできます。（一太郎、エクセル）

<http://www.pref.gifu.jp/common/text/denshi/menu3/11225.htm>

- (2) 記載方法等不明な点については、管轄の地域振興局（事務所）環境課へ問い合わせください。

様式 1

産業廃棄物
特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書 (平成 15 年度)

平成 16 年 7 月 30 日

— 収集運搬業 —

岐阜県知事

様

報告者 住所 〇〇市〇〇1-1
〇〇株式会社
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 058-272-0000

平成 15 年度の産業廃棄物の処理の実績について、次のとおり報告します。

許可の種類	産業廃棄物収集運搬業	許可の年月日	平成 14 年 5 月 〇〇日	許可番号	2100000000	特記事項
産業廃棄物の種類	排出事業者の氏名又は名称 排出事業所の所在地 (運搬開始場所)	受託量	運搬先の事業者の氏名又は名称 運搬先の事業場の所在地	許可番号		
〇 一般的な記載						
木くず	有限会社〇〇木材 大垣市〇〇町 1-1-1	100 t	株式会社 X X 各務原市〇〇町 2-2-2	2120000000		
〇 産業廃棄物が混合物である場合 (備考 3)						
建設系混合廃棄物	株式会社 Δ Δ 建設 関市〇〇町 3-3	200 m ³	□ □ 株式会社 各務原市〇〇4-4	2120000000		木くず 40% がれき類 30% 繊維くず 30%
〇 排出事業者が中間処理業者の場合 (備考 4)						
廃プラスチック類	□ □ 株式会社 各務原市〇〇4-4	100 t	〇〇興業株式会社 愛知県〇〇市 Δ Δ 町 1	2220000000		

産業廃棄物の種類	排出事業者の氏名又は名称 排出事業所の所在地 (運搬開始場所)	許 可 番 号	受託量	運搬先の事業者の氏名又は名称 運搬先の事業場の所在地	許 可 番 号	特記事項
○ 再委託を引き受けた場合 (備考5)						
廃プラスチック類	有限会社○○合成 瑞穂市△△		20 t	□□株式会社 大垣市○○4-4	2120000000	引き受け 2100000000
○ 再委託した場合 (備考6)						
廃プラスチック類	株式会社××化学 大垣市△△町○		10 t			再委託 2100000000
○ 建設 (解体) 工事で、発生場所が複数ある場合 → 運搬開始場所 (発生場所) 及び受託量を、一覽表 (別紙) とするか、様式中に列記する。(処分業も同じ)						
がれき類	株式会社△△建設 別紙		200 m ³	□□株式会社 各務原市○○4-4	2120000000	

- 備考 1 この報告書は、平成15年4月1日から16年3月31日の産業廃棄物の取扱い (収集運搬) について記入すること。(単位はt又はm³とし、必ず記入すること。)
- 2 許可の種類は、「産業廃棄物収集運搬業」又は「特別管理産業廃棄物収集運搬業」と記載し、両方の許可を有する者は、同じ報告書に記載するのではなく別々に報告書を作成すること。
- 3 産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法による種類を原則とするが、発生段階から一体不可分である場合は、その混合物の一般名等を記載して差し支えない。(例：シュレッダースト、建設系混合廃棄物、廃自動車、廃情報機器等) なお、この場合、**廃棄物の混合 (構成) 割合を余白に記載すること。**(例：木くず %、がれき類 %等)
- 4 排出事業者が中間処理業者である場合は、排出事業者の欄にその中間処理業者の許可番号を記載すること。
- 5 再委託を引き受けた場合は、特記事項に、「引き受け」と記載し、併せて最初に運搬を請け負った収集運搬業者の許可番号を記載すること。なお、排出事業者の氏名等は、収集運搬業者ではなく、もとの排出事業者について記載すること。
- 6 再委託した場合は、特記事項に、「再委託」と記載し、併せて委託先の収集運搬業者の許可番号を記載すること。なお、運搬先の事業者の欄は空欄とすること。

様式1の2

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の収集運搬における実績報告書 (平成15年度)

氏名・名称 (○○株式会社)

許可番号 (2100000000)

運搬した産業廃棄物の種類	年間運搬量	岐阜県内での運搬量		岐阜県への産業廃棄物の持ち込み量			岐阜県からの産業廃棄物の持ち出し量		
		岐阜県内での運搬量	年間運搬量	岐阜市から	他県から	計	岐阜市へ	他県へ	計
廃プラスチック類	300t	200t	300t	20t	10t	30t	0t	70t	70t
木くず	100t	80t	100t	0t	0t	0t	0t	20t	20t
注1 「年間運搬量」は、岐阜県知事の許可に係る運搬量です。									
注2 「岐阜県内での運搬量」とは、積み込み、積み降しとも岐阜県内で行われたものをいいます。									
注3 「年間運搬量」＝「岐阜県内での運搬量」＋「岐阜県への産業廃棄物の持ち込み量」＋「岐阜県からの産業廃棄物の持ち出し量」となります。									

備考 1 この報告書は、平成15年4月1日から16年3月31日までに収集運搬した産業廃棄物(他の収集運搬業者に再委託したものを除く)について、産業廃棄物の種類ごとに集計し記入すること。(単位はt又はm³とし、必ず記入すること。)

2 この様式においては、「岐阜県」とは岐阜県知事の管轄区域をいい、具体的には「岐阜市を除く岐阜県内の地域」をさします。

様式 2

産業廃棄物 産 業 廃 棄 物 の 処 分 実 績 報 告 書 (平 成 1 5 年 度)
 特別管理産業廃棄物

平成16年 7月30日

— 処分業 (中間処理 ・ 最終処分) —

岐阜県知事 様

報告者 所 住 〇〇市〇〇1-1
 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇 印
 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 電話番号

058-272-0000

平成15年度の産業廃棄物の処理実績について、次のとおり報告します。

処分方法	破砕	許可番号	2120000000	処理施設設置場所	大垣市〇〇町1	処分方法 特記事項
産業廃棄物の種類	排出事業者の氏名又は名称 排出事業所の所在地 (産業廃棄物の発生場所)	許可番号	受託量	中間処理後の廃棄物の運搬先 (処理施設の名称)	中間処理後の廃棄物の量	有価物 (再生) 量
〇 一般的な記載						
廃プラスチック類	〇〇建設株式会社 大垣市××町1		10t	××開発株式会社 愛知県△△市〇〇2	10t	埋立
〇 再委託を引き受けた場合 (備考 6)						
廃プラスチック類	△△建設株式会社 各務原市××町1		10t	××開発株式会社 愛知県△△市〇〇2	10t	埋立 引き受け 2120000000
〇 再委託した場合 (備考 7)						
がれき類	××建設有限公司 △△郡〇〇町〇〇		100t			再委託 2120000000

産業廃棄物の種類	排出事業者の氏名又は名称 排出事業所の所在地（産業廃棄物の発生場所）	許可番号	受託量	中間処理後の廃棄物の運搬先（処理場の名称）	許可番号	中間処理後の廃棄物の量	有価物（再生）量	処分方法 特記事項
○ 中間処理後に有価物となった場合（備考8）								
がれき類	××建設有限公司 △△郡○○町○○		200 t				200 t	
○ 中間処理後の廃棄物を自社運搬した場合（備考9）								
廃プラスチック類	××建築有限公司 △△郡○○町○○		20 t	△△株式会社 □□市○○2	2120000000	20 t		埋立 自社運搬

処分方法	焼却	許可番号	2120000000	処理施設設置場所	△△市○○町1-1-1
産業廃棄物の種類	排出事業者の氏名又は名称 排出事業所の所在地（産業廃棄物の発生場所）	許可番号	受託量	中間処理後の廃棄物の運搬先（処理場の名称）	中間処理後の廃棄物の量
廃プラスチック類	○○建設株式会社 大垣市××町1		10 t	××開発株式会社 愛知県△△市○○2	0.1 t

備考 1 この報告書は、平成15年4月1日から16年3月31日の産業廃棄物の取扱い（処分）について記入すること。（単位はt又はm³とし、必ず記入すること。）

2 「産業廃棄物処分業」又は「特別管理産業廃棄物処分業」の両方の許可を有する者は、同じ報告書に記載するのではなく、別々に報告書を作成すること。

3 許可書に記載された処分方法（破碎、焼却等）ごとに、表を作成すること。

4 産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法による種類を原則とするが、発生段階から一体不可分である場合は、その混合物の一般名等を記載して差し支えない。（例：シュレッダーダスト、建設系混合廃棄物、廃自動車、廃情報機器等）なお、この場合、**廃棄物の混合（構成）割合を余白に記載すること。**（例：木くず %、がれき類 %等）

5 排出事業者が中間処理業者である場合は、排出事業者の欄にその中間処理業者の許可番号を記載すること。

6 再委託を引き受けた場合は、特記事項に、「引き受け」と記載し、余白に最初に処分を請け負った処分業者の許可番号を記載すること。なお、排出事業者の氏名等は、処分業者ではなく、もとの排出事業者について記載すること。

7 再委託した場合は、特記事項に、「再委託」と記載し、余白に委託先の処分業者の許可番号を記載すること。なお、中間処理後の廃棄物の処分委託先の欄は空欄とする。

8 中間処理後に有価物となった場合は、「有価物（再生）量」の欄を記入し、中間処理後の廃棄物の処分委託先の欄は空欄とすること。

9 中間処理後の廃棄物を自社運搬により他の処分業者の処理施設に運搬した場合は、特記事項に「自社運搬」と記載すること。

様式2の2

産業廃棄物の処理施設における処分実績報告書 (平成15年度)
 氏名・名称 (〇〇株式会社)
 許可番号 (2120000000)

産業廃棄物の種類	年間処分量	中間処理後の廃棄物 (製品)の種類	処分(売却)先の事業者の氏名又は名称 処分(売却)先の事業所の所在地		委託先での 処分方法	処分委託量 売却量
			××開発株式会社 愛知県△△市〇〇2	〇〇建設株式会社 △△市〇〇		
廃プラスチック類	3000t	廃プラスチック類			埋立	3000t
がれき類	1000t	R C材				1000t

処分方法 (焼却)

産業廃棄物の種類	年間処分量	中間処理後の廃棄物 (製品)の種類	処分(売却)先の事業者の氏名又は名称 処分(売却)先の事業所の所在地		委託先での 処分方法	処分委託量 売却量
			××開発株式会社 〇〇県△△市〇〇2			
廃プラスチック類	300t	焼却灰			埋立	2t

処分方法 (埋立)

産業廃棄物の種類	年間処分量	中間処理後の廃棄物 (製品)の種類	処分(売却)先の事業者の氏名又は名称 処分(売却)先の事業所の所在地		委託先での 処分方法	処分委託量 売却量
汚泥	300t					

備考 1 産業廃棄物の処理実績(他の処分業者に再委託したものを除く)について、処理方法ごとに集計し記入すること。(単位はt又はm³とし、必ず記入すること。)

2 有価物として再生した場合は、「委託先での処分方法」の欄は空欄とすること。

3 最終処分場の場合は、「産業廃棄物の種類」及び「年間処分量」の欄のみ記載すること。

様式 3

産業廃棄物処理施設実績報告書 (平成15年度)

平成16年 7月30日

岐阜県知事

様

報告者

住所 〇〇市〇〇町1
株式会社〇〇化学
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 058-000-0000

平成15年度の産業廃棄物の処理の実績について、次のとおり報告します。

処理施設の種類 (焼却施設)

産業廃棄物の種類	年間処分量	中間処理後の廃棄物 (製品)の種類	処分(売却)先の事業者の氏名又は名称		委託先での 処分方法	処分委託量 売却量
			処分(売却)先	事業所の所在地		
廃プラスチック類	100 t	燃え殻	××開発株式会社	-----	埋立	2 t
汚泥	200 t	燃え殻	××開発株式会社	愛知県△△市〇〇2	埋立	4 t

処理施設の種類 (脱水施設)

産業廃棄物の種類	年間処分量	中間処理後の廃棄物 (製品)の種類	処分(売却)先の事業者の氏名又は名称		委託先での 処分方法	処分委託量 売却量
			処分(売却)先	事業所の所在地		
汚泥	200 t	汚泥	××開発株式会社	愛知県△△市〇〇2	埋立	200 t

- 備考 1 この報告書は、平成15年4月1日から16年3月31日の産業廃棄物の取扱い(処分)について処理施設ごとに集計し記入すること。
(単位はt又はm³とし、必ず記入すること。)
- 2 有価物として再生した場合は、「委託先での処分方法」の欄は空欄とすること。
- 3 最終処分場の場合は、「産業廃棄物の種類」及び「年間処分量」のみ記載すること。

様式 4

産業廃棄物最終処分場埋立残余容量調査票

報告者 ○○市○○町1
 住所 株式会社××
 氏名 代表取締役 ○○○○
 (法人にあっては名称及び代表者名)
 電話番号 058-000-0000

最終処分場設置場所	○○市××町○○
許可(届出)面積	○○○○㎡
許可(届出)容量	○○○○m ³
最終処分場の種類	<u>管理型</u> ・ 安定型
平成14年度末残余容量	○○○ ㎡
平成15年度末残余容量	××× ㎡

産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行等について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から下記により通知がありましたのでお知らせします。

環廃産発第040630002号

平成16年6月30日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行等について（通知）

産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成16年環境省令第17号。以下「特例省令」という。）、環境大臣が定める産業廃棄物の一部を改正する件（平成16年6月環境省告示第42号。以下「改正告示」という。）及び廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準の一部を改正する件（平成16年6月環境省告示第43号）が、それぞれ本日公布され、同日施行されたところである。

については、下記事項について留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 趣旨

化製場（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項に規定する化製場をいう。以下同じ。）において、死亡牛（農場から排出される原則24ヶ月齢以上の牛の死体をいう。以下同じ。）又は廃せき柱（牛のせき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。以下同じ。）で不要となったものをいう。以下同じ。）を化製処理することにより発生した肉骨粉（以下「本件廃肉骨粉」という。）については、産業廃棄物である死亡牛又は廃せき柱を処分するため処理したものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第13号に掲げる産業廃棄物に該当するものである。今般、その適正処理の推進のため、産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令を制定するとともに、環境大臣が定める産業廃棄物（平成9年12月厚生省告示第259号）を改正し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4の2の規定に基づく再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物として本件廃肉骨粉を追加し、同時に廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成13年10月厚生省告示第56号。以下「廃肉骨粉再生利用認定基準」という。）を本件廃肉骨粉にも適用することとし、セメント原材料としての再生利用を促進するものである。

第2 内容

- 1 化製場の設置者又は管理者と委託契約を締結して本件廃肉骨粉を適正に収集又は運搬する者について、特例省令施行の日（平成16年6月30日）から6月間に限り、産業廃棄物収集運搬業の許可を要しないこととしたものであること。
- 2 産業廃棄物の再生利用認定制度の対象となる産業廃棄物に、改正告示適用の日（平成16年6月30日）から1年6月間に限り、本件廃肉骨粉を追加するとともに、一般廃棄物である廃肉骨粉について定められている廃肉骨粉再生利用認定基準を、本件廃肉骨粉にも適用したものであること。

第3 その他の留意事項

特例省令は、本件廃肉骨粉を収集運搬する者が産業廃棄物収集運搬業の許可を取得するまでの間に限り特例を設けたものであることから、特例省令の対象者から産業廃棄物収集運搬業の許可の申請があった場合には、法に基づき可能な限り速やかにかつ円滑に行政処分をされたいこと。

また、特例省令の対象者は、特例の期間中、当該委託契約書又はその写し等化製場の設置者又は管理者と委託契約を締結していることを証する書面を本件廃肉骨粉の収集運搬車両に備え付けるべきものであること。

○環境大臣が定める産業廃棄物（平成九年十二月厚生省告示第二百五十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の二の規定に基づき、厚生大臣が定める産業廃棄物を次のように定め、公布の日から適用する。</p> <p>再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の二の再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百四十号）第一条第二項に規定する化製場から排出されるものに限る。）</p> <p>附 則</p> <p>この告示による改正後の再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物第四号の規定は、この告示の適用の日から起算して一年六月を経過した日にその効力を失う。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の二の規定に基づき、厚生大臣が定める産業廃棄物を次のように定め、公布の日から適用する。</p> <p>環境大臣が定める産業廃棄物</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の二の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p>

二 廃肉骨粉に係る規則第六条の四第十号及び第十二条の十二の四第十号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。

イ 廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメントの原材料として使用するものであること。

ロ 規則第六条の三第一項第二号ハ（同令第十二条の十二の三において準用する場合を含む。）に規定する再生品（以下「再生品」という。）であるセメントが、同一の種類及び同等の性能のものの価格等と比較して、利用が確実に見込まれるものであること。

三 廃肉骨粉に係る規則第六条の五第十一号及び第十二条の十二の五第十一号の規定により環境大臣が定める基準は、セメントの製造及び販売を主たる事業として行う者であつて、再生品として製造したセメントの販売を円滑に行うことができ、再生品として製造したセメントの販売を円滑に行うことができることが事業の実績等に照らして明らかであることとする。

附 則（略）

二 廃肉骨粉に係る規則第六条の四第十号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。

イ 廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメントの原材料として使用するものであること。

ロ 規則第六条の三第一項第二号ハに規定する再生品（以下「再生品」という。）であるセメントが、同一の種類及び同等の性能のものの価格等と比較して、利用が確実に見込まれるものであること。

三 廃肉骨粉に係る規則第六条の五第十一号の規定により環境大臣が定める基準は、セメントの製造及び販売を主たる事業として行う者であつて、再生品として製造したセメントの販売を円滑に行うことができることが事業の実績等に照らして明らかであることとする。

附 則（略）

○廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成十三年十月厚生省告示第五十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の三第二項第二十一号、第六条の四第十号及び第六条の五第十一号の規定に基づき、廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準を次のように定め、公布の日から適用する。</p> <p>廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準</p> <p>一 廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百四十号）第一条第二項に規定する化製場からの排出されるものに限る。以下同じ。）に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）<u>第六条の三第二項第二十一号（同令第十二条の十二の三において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣が定める書類及び図面は、再生利用をする廃肉骨粉が適正に利用されることについて、当該再生利用の用に供する施設の所在地を管轄する農林水産省地方農政局長（北海道にあっては同省生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）が作成する確認書であることとする。</u></p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の三第二項第二十一号、第六条の四第十号及び第六条の五第十一号の規定に基づき、廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準を次のように定め、公布の日から適用する。</p> <p>廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準</p> <p>一 廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百四十号）第一条第二項に規定する化製場からの排出されるものに限る。以下同じ。）に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）<u>第六条の三第二項第二十一号の規定により環境大臣が定める書類及び図面は、再生利用をする廃肉骨粉が適正に利用されることについて、当該再生利用の用に供する施設の所在地を管轄する農林水産省地方農政局長（北海道にあっては同省生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）が作成する確認書であることとする。</u></p>

により廃肉骨粉の収集又は運搬を法第十四条第一項の許可を受けずに業として行うことができる
とされた者のほか、化製場の設置者又は管理者から委託を受けて当該化製場から生じた廃肉骨粉
のみの収集又は運搬を業として行う者とする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(この省令の失効)

3 この省令は、この省令の施行の日から起算して六月を経過した日にその効力を失う。

○環境省令第十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十四条第一項ただし書の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令を次のように定める。

平成十六年六月三十日

環境大臣 小池百合子

産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）第十四条第一項ただし書の環境省令で定める者は、化製場（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第一条第二項に規定する化製場をいう。以下同じ。）において生じた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条第十三号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。以下「廃肉骨粉」という。）の収集又は運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第九条の規定

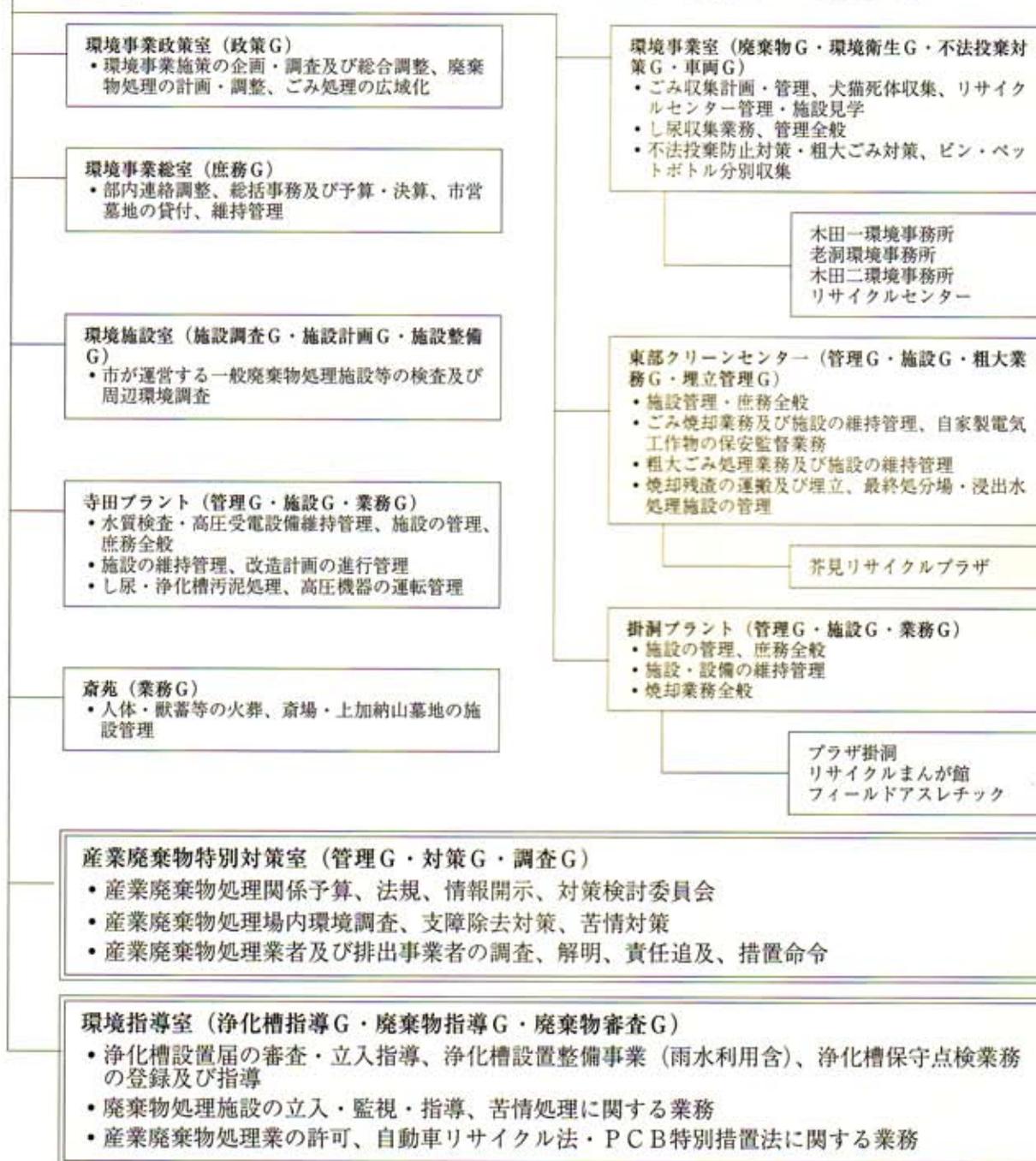
岐阜市環境事業部組織機構

岐阜市環境事業部環境指導室

今年度から、環境事業部の組織を強化しました。善商関連の調査、解明、責任追及等の業務量の増加に対応するため産業廃棄物特別対策室を設置し、また環境指導室においても、善商以外の産業廃棄物の許可指導業務の強化を図るため増員しました。

環境事業部

※ () 内Gはグループ名をしめす



体験型環境教育「ぎふ自然体験塾」の紹介

岐阜県岐阜地域振興局環境課

1 目的

岐阜圏域で環境に関わる活動をしているNPO、ボランティアのみなさんと協働で、次世代を担う小学生とその保護者を対象とした「ぎふ自然体験塾」を開催し、都市近郊に残されている自然や生き物の観察とふれあいを通じて、日常の何気ない行動と環境との関わりを実感するきっかけとします。

また、この「ぎふ自然体験塾」を通じて環境に関わる活動をしているNPO、ボランティアのみなさんの活動内容を広く紹介していきます。

2 内容

塾 生：岐阜圏域在住の小学生の親子 25組 50人

講 師：岐阜圏域内で環境に関わる活動をしているNPO、ボランティアの代表ほか

参加費：無料

開催日時：原則として毎月第2土曜日（県民環境の日）

午前10時から正午（約2時間）。

3 16年度の開催予定は

9月：魚の観察

10月：希少植物ヒメコウホネの保全活動

11月：里山探検

12月：竹林観察と竹細工体験

1月：渡り鳥の観察



岐阜市達目洞の保全活動体験（昨年度）

わがまちの産業廃棄物問題と対策



わが町の廃棄物対策

富加町長 坂井 弘道

(社)岐阜県産業環境保全協会の皆様には日頃県下の生活環境の保全と産業廃棄物の適正な処理について格別なご支援ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

本町は、岐阜県の中南部、加茂郡の西部に位置し東西5.4km南北4.4km、面積16.82km²で東及び南部を美濃加茂市と、西及び北部を関市に接していて人口は現在5,857人と横ばいで少子・高齢化が進んでいます。

富加町は、はるか昔から人々が住み着いており奈良の正倉院には約1300年前の大宝2年実施された調査で1,119人の名前が記載された「御野国半布里戸籍」がいまなお残されており歴史を築いてきました。一昨年は、御野国半布里戸籍が誕生して1300年の節目の年であり半布里戸籍1300年歴史シンポジウムや正倉院の響きレクチャーコンサートを行うなど盛大に祭りを開催しました。

当町は快適な生活環境をつくるため平成元年から下水道事業を行い集落排水施設4ヶ所、特定環境保全公共下水道施設1ヶ所の下水道整備により町全域が供用開始となっています。

平成14年3月22日に富加町はISO14001の認証を取得しており地方公共団体として自ら先導的な役割を担うことで町民・事業者の模範となるよう環境方針及び環境に関する情報を広く町内外に公表しています。

さて、ごみの処理ですが、平成11年度から広域の2市9町村で運営している可児市のささゆりクリーンパーク（可茂衛生施設利用組合）で処理していますが年々ごみの量も増加傾向にあり減量化、再資源化が必要になっています。

このため、生ごみ処理機等に対する補助金交付、小中学校PTAが行う資源物回収及び毎月1回4つの拠点施設においてペットボトル、トレー、牛乳パック、蛍光管等の資源物回収をおこないごみの減量化を推進しています。

平成15年5月からは従来の資源物回収に加えプラスチック製容器包装、その他紙の容器包装を試行的に実施しました。婦人会を通して推進した結果、住民のみなさんが分別に積極的に取り組んでいただき、ごみに対する考え方や意識の醸成が図られたことで大きな効果が得られており本年度は、住民の意向も踏まえ毎月2回実施しています。

不法投棄等については、平成11年3月にごみのポイ捨て防止条例を制定して空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻、犬の糞害等の防止を広報誌、看板等により啓蒙し町の環境美化に努めています。また、毎年秋には町の景観を保つ美化運動として町内一斉にクリーン作戦を実施しており町民の意識も高まりごみの量も減少傾向にあります。

産業廃棄物については、現在のところ特に問題はありますが、中濃地域可茂地区廃棄物不適正処理対策連絡会議の設置により定期的に県環境課等と連携を取りながら町内を監視しており不法投棄等があった場合には速やかに対応することとしています。

終わりにあたり、町の環境行政に対して貴協会のご指導をお願いすると共に貴協会の益々の発展と会員皆様のご活躍を心からお祈り申し上げます。



心きらめく快適環境のまちづくり

七宗町長 大 矢 智 廣

(社)岐阜県産業環境保全協会の皆様には、産業廃棄物の適正処理をはじめとして日頃より良好な生活環境を確保するため、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本町は、岐阜県の中南部に位置し、面積は90.47km²、人口約5,300人で町域のおよそ92%を山林が占めています。

また、町内を流れる飛騨川の河床から約20億年前の日本列島最古の石（上麻生礫岩）が発見され、「日本最古の地」でもあります。

さて、経済活動の活発化と住民の生活様式の変化により、廃棄されるごみの内容も多様化し、その排出量も年々増加する傾向にあります。

人間が生活を営み、生産活動が続ける限り必ず不要物が排出され続け、この不要物の取扱をめぐっての処理や管理などの技術上の課題を基に、人々の健康上、経済上、社会制度上等で現れる様々な利害関係も発生しています。

本町におきましては、平成14年3月に「七宗町を清潔で美しいまちにする条例」を制定し、町のほか町民等・事業者・土地占有者それぞれの責務を明確にし一体となつてごみ等の散乱防止、清掃活動により環境美化の促進を図っておりますが、不法投棄や焼却行為、犬のフン害等苦情も多く、シルバー人材センターへの委託により不法投棄物の回収をはじめパトロールを行っております。この現状を鑑み今後さらにこの問題をどのようにとらえ、どのように対処していくかをより一層検討していかなければなりません。

産業廃棄物については、古くから優良材を生産してきた地域性から建設関係者も多く、木くず、建設廃材等産業廃棄物の適正処理を進めるため、一昨年より商工会工業部会において課題別（産廃処理）研究会を組織し、排出業者、町行政、必要に応じて県関係機関からも参加いただき、定期的開催し問題解決に向けて知恵を出し合っているところです。

廃棄物問題は、従来からの大量生産・大量廃棄のワンウェイ型生活生産様式から資源循環型の生活生産様式への転換をめざすことが課題となっておりますが、収集処理体制の強化、ごみの減量化、資源化を促進し清潔で文化的な生活環境の創出をめざします。

結びにあたり、今後も積極的にご指導をお願いいたしますとともに貴協会の益々のご発展と会員皆様のご活躍を心からご祈念申し上げます。

平成16年度第1回各委員会開催

平成16年4月27日、28日各委員会が市内「レストランフジ会議室」において開催され、平成16年度各委員会の事業計画（案）等が審議されました。

◇広報編集委員会

（4月27日午前10時30分から）

1. 組織強化・活性化事業について
2. 広報誌発行事業について
 - 1) 「ぎふ保全協会報」の発行
 - ・編集方針について
 - ・第59号の編集方針について
 - 2) 「協会要覧2004」の発行
 - ・編集方針について
 - 3) 啓発普及事業について
 - ・保全協 News について
 - 4) その他の事業について

◇適正処理委員会

（4月27日午後1時30分から）

1. 組織強化・活性化事業について
2. マニフェストシステムの普及啓発事業
3. 研修会の開催・施設の視察について
4. その他の事業について

◇研修指導委員会

（4月28日午前10時30分から）

1. 組織強化・活性化事業について
2. 教育研修事業について
 - ・各種講習会事業
 - ・会員研修会
 - ・施設の視察
 - ・講演会（平成17年3月、第31回通常総会終了後）
3. その他の事業について。

◇総務委員会

（4月28日午後1時30分から）

1. 組織強化・活性化事業について
2. 協力交流事業について

3. マニフェスト頒布事業について
4. 「地球環境村ぎふフェア」協賛事業について
5. その他の事業について

第1回中部地域協議会 専務理事会議開催

平成16年4月23日（金）に第1回中部地域協議会専務理事会議が岐阜市に於いて下記の議題により開催されました。

1. 平成16年度中部四県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催について
2. 「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の愛知県開催について
3. 各県の主要行事日程等について
4. その他

中部四県「産業廃棄物不法処理 防止連絡協議会」合同会議開催

中部地域協議会主催で去る5月21日（金）中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議が静岡県浜松市内の名鉄ホテルにおいて開催されました。

当会議には、各県・各政令市廃棄物担当課、各県警察本部生活保安課等関係課及び中部地域協議会関係者36名が出席し、各県の産業廃棄物不法処理の現状と問題点について説明と意見交換がされ、特に岐阜県より「善商」関係の事案について説明がされました。

当県からは、岐阜県健康福祉環境部不適正処理対策室藤本誠室長、寺倉新一主査、岐阜県警察本部生活保安課中井廉二課長補佐、第四管区海上保安本部警備救難部海上環境課犬藤学課長、当協会から田中一郎適正処理委員長、吉田専務理事が出席しました。

(社)全国産業廃棄物連合会 第20回通常総会開催

平成16年6月18日（金）、(社)全国産業廃棄物連

合会の第20回通常総会が東京の明治記念館で開催されました。総会では、下記の議案が審議され全会一致で可決承認されました。

当協会から中本理事長、吉田専務理事が出席しました。

- 第1号議案 平成15年度事業報告承認の件
- 第2号議案 平成15年度収支決算報告承認の件。平成15年度監査報告
- 第3号議案 平成16年度事業計画案承認の件
- 第4号議案 平成16年度収支予算案承認の件
- 第5号議案 任期満了に伴う役員改選の件

全産廃連会長表彰

総会終了後廃棄物処理業務功労者に対する平成16年度(社)全国産業廃棄物連合会会長表彰が行われました。本協会関係者からは、地方功労者1名、地方優良事業所3社、優良従事者4名が表彰の栄に浴されました。栄えある受賞者は、次の方々です。(敬称略)

○地方功労者

社団法人岐阜県産業環境保全協会 副理事長 後藤 利夫

○地方優良事業所

加茂企業 株式会社
高安 株式会社
リプロ 株式会社

○優良従事者



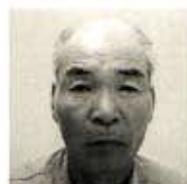
大出 静枝
(南西尾商店)



黒木 重己
(株・粥川商店)



岩井 京美
(寿和工業株)



酒向 三男
(寿和工業株)

有限会社 西尾商店 大出 静枝



後藤 利夫
(岐阜県家庭紙工業組合)

株式会社 粥川商店 黒木 重己
寿和工業 株式会社 岩井 京美
寿和工業 株式会社 酒向 三男

自動車リサイクル法第3回全国説明会開催 <2005年1月1日本格施行に向けて>

平成16年5月25日岐阜市の長良川国際会議場において、自動車リサイクル法の平成17年1月1日施行に向けて、次の項目について説明がありました。

- ①自動車リサイクル法の施行スケジュール
- ②自動車リサイクル法の目的
- ③自動車リサイクル法の概要
- ④関連事業者の登録・許可と行為義務について
- ⑤リサイクル料金と預託実務の概要
- ⑥電子マニフェスト制度の概要
- ⑦抹消登録制度等の改正・自動車重量税還付制度の導入について

第1回中部地域協議会開催

平成16年6月29日(火)午後3時30分より平成16年度第1回中部地域協議会が静岡市内のホテルアソシア静岡ターミナルで開催されました。

当協会からは、清水副理事長、水谷研修指導委員長、吉田専務理事が出席しました。会議では次の議題について協議されました。

- ①産業廃棄物処理業優良化推進事業等について
- ②「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の開催計画について
- ③(社)全産連各委員会委員の推薦(案)について
- ④中部地域協議会の平成15年度事業報告及び決算報告並びに平成16年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- ⑤その他情報交換について

新規加入会員の紹介

平成16年度第1回理事会を平成16年5月18日開催し次のとおり新規会員が承認されました。

【正会員】

会 員 名 所 住	代 表 者 名 号 電 話 番 号	業 の 区 分	備 考
有限会社環境サービスセンター三友 〒509-0214 可児市広見1327	代表取締役 可 児 秀 夫 ☎0574-62-4448	収集運搬業	
有限会社マルダイ 〒501-0521 揖斐郡大野町黒野1160-5	代表取締役 草 野 哲 郎 ☎0585-36-0320	収集運搬業 中間処理業	
有限会社みやび 〒502-0817 岐阜市長良福光160-4	代表取締役 佐 藤 雅 之 ☎058-295-1335	収集運搬業	

【賛助会員】

会 員 名 所 住	代 表 者 名 号 電 話 番 号	団 体 構 成 員 数	備 考
有限会社山本測量設計事務所 〒510-8101 三重県三重郡朝日町縄生718	代表取締役 山 本 正 人 ☎0593-77-2305	/	

平成16年度第2回理事会を平成16年6月25日開催し次のとおり新規会員が承認されました。

【正会員】

会 員 名 所 住	代 表 者 名 号 電 話 番 号	業 の 区 分	備 考
有限会社小林商店 〒508-0203 恵那郡福岡町福岡1696-1	代表取締役 小 林 義 博 ☎0573-72-2131	収集運搬業	

参 考 会 員 の 移 動 状 況

会員区分	3月31日現在	入 会 数	退 会 数	6月25日現在	増 減
正 会 員	364	4	5	363	△1
賛助会員	115	1	1	115	0
特別会員	2	—	—	2	—
合 計	481	5	6	480	△1

産業廃棄物処理の動向について

講師 (財)日本産業廃棄物処理振興センター
専任講師 村田 弘

本誌前号でご紹介しましたように、当協会
は本年3月18日、岐阜市内（ウェルサンピア
岐阜）において、第29回通常総会を開催、総
会終了後、財日本産業廃棄物処理振興セン
ター専任講師村田弘氏を講師にお招きし、記
念講演会を開催しました。村田氏は「産業廃
棄物の動向について」を演題に講演されまし
た。以下は、その内容をまとめたものです。



はじめに

本日は29回という長い歴史のある総会のあ
との講演会にお招きいただきまして、ありが
とうございます。今ご案内いただきましたよ
うに、神奈川県で、廃棄物行政としては26年
間、国外関係行政を含めるとちょうど30年
奉職し、52歳で退職いたしました。

グランディアスのコヤマだろうと言われまし
てよく、悪い事をしたと言われがちなのは
すが、決して悪い事をしたわけではございませ
ん。役所・役人生活を30年もすれば、あとは
少し自分の好きな事をやらせて欲しいという
ような約束でやらせていただきました。

今日お招きいただき、最初にロビーで岐阜
新聞を見させていただいて、こういうタイミ
ングで、でかでか不法投棄事件という記事
がございまして、これから頭が痛いなという
ような第一印象があります。

私も廃棄物行政をやっている間に、何件か
不法投棄不適正処理事案に係って来ておりま
す。50年代におきましては製紙工場のスラッ
ジで隣の県から大量に投棄がありまして、住
民通報に基づき撤去等対策を講じた事もあり
ますし、また、ニッケル・カドニウム蓄電池
を特にカドニウムの流出事故がありまして、
これも比較的早く対応できたのですけれども
その当時、県に1億5千万円ほど使わせいた
だき、代執行を執り処分したような事がござ
います。そのような経験があるだけにこれか
ら事後の処理が大変だなというのが申し訳な
いのですが感想です

不法投棄の取り締まりの強化というのが世
の中に出ておりまして、相変わらず産業廃棄
物というのは悪であり国民の皆さんに不安感
を与えるという認識が強いですね。大多数の
方がきちとなさっているという事がどこか
に置き忘れられて、こういう事だけが取り上

げられるというのは大変残念でございます。おそらくこの事件を契機に環境汚染の問題等幅広いいろんなものへの影響があつて、とんでもない事にこの話が発展していってしまうのではないかと懸念をしております。

廃棄物問題の難しさ

まず1番目に廃棄物問題の難しさ。これはいろんな難しさのとらえかたがあると思います。一つは廃棄物とお金と同じ方向に動いてしまうという特性でありまして、これが不適正処理や不法投棄を生む原因の一つである。これは宿命みたいなものですから、いかにもしがたい。

それから固定したものの見方。ものというのは廃棄物の見方というようなことで書いたのですが、監視等ではダメですよ。今の時代ほとんどがマニュアル化しないと行政がなかなか動けない時代になっていまして、廃棄物というのはまさしくマニュアル世界ではなかなか生きてはいかれない、生かせない。マニュアル世界とは少し違う視点が必要なのだという事も含めて、廃棄物は多種多様であり移動が容易という特質があります。

物を作る法律と、物を循環させたりあるいは廃棄し適正処分をするという法律、それらの法律のバランス上の問題になると思うのですが、物を作る効率は個々の製品そのもの一つ一つについての効率があると思いますが、廃棄物については廃棄物処理法で総括的にみようということがありますので、大変難しいという事があります。

2番目、他の文章を少しアレンジして作りました。廃棄物は処分費用の高い地域から安い地域へ、また規制の厳しい地域から緩い地域へと移動されやすく、受入れ地域で適正な

処理がなされない場合には、その地域の生活環境あるいは自然環境に重大な影響を及ぼす恐れがある。どうしてもこういうふうになりがち。廃棄物があまりにも経済物としてのみ見られているというきらいがあるということです、ですからみんなこのようになってしまうという事です。もう一つ裏返しの話としては環境保全なり環境というものに対して、全国一律の規準がいいのか地域の特性に合った規制がいいのか、というこの辺の事も考えていかないとならない。今の段階では法に従った規制、あるいは違法法律とか指針ですとかというような例もありますけれども、要綱・指針による指導についてはなかなか法律上の裏付けが取れないために裁判で敗れてしまう、というような事があります。

そんな事をはじめにという事で話させていただきましたが、国のほうの動きが変わってまいりまして、2番目のほうですが、従来廃棄物というものは環境省の所管所掌事務であったわけですが、最近では「環境立国」実現のための廃棄物・リサイクル対策というような政府レベルでのパッケージがでてきまして、不法投棄の撲滅と安全な受け皿の確保というような事が話題になっております。特に不法投棄の撲滅と優良業者の育成、これもかねてから懸案があったわけですが、優良業者を育成していこうという事が政策のパッケージになっておりまして、今私どもの知る限りにおいては産業廃棄物の処理業者の自主的な情報の開示、これを尺度として優良業者として認めていこうというような事で鋭意検討しております。

情報の開示という事柄とISOを取得している業者さんとか、あるいはご自分でおやりになっている処理事業のデータ等を開示す

るということに留まらずに、私の知っている限りに於いては専門職種の講習会の受講者が何人いるかというような事も尺度として入れようというようなことも検討しております。

産業廃棄物処理業者の皆さんの頭がいたいのは、先程言ったはじめにというようなことの宿命もありますから、大多数の職員の方がきちとなさっていても万が一、一人が不心得をするか、あるいは過失をした場合に会社全体について責任が問われてしまう、という事が今の法体系になっています。従業員規模の大きい会社であればあるほど大変リスクが高い事になっている。私どもの神奈川県でも全国規模の産業廃棄物処理業者さんが事故を起こした、そうすると会社の社長さん、そして法人としての行政処分を場合によっては許可の取消という事になりますと従業員が何百人と施設規模で路頭に迷ってしまう。そういう世界があるわけで、優良業者、というか専門業者と置き換えてもいいのかもしれませんが、売上の大多数を産業廃棄物処理事業で賄っている会社と、他の産業との副業の会社との間で当然取り組みの姿勢が違ってくるわけで、そのところ専門業者を育成していこうということがあります。例えば廃棄物についての専門的知識を得ようと、大学の卒業生で廃棄物学なりを習得した方を探してもおそらく見つかりません。国内に廃棄物学という学問が、学科が有るわけではありませんから。

廃棄物というのは皆さんご存知のとおり大変幅が広い、モノ作り、物流、処理、環境影響、という幅広い知識をもっていないと廃棄物の問題には取り組めない、残念ながら教育機関がそういう意味ではございません。

私が所属しております、ジェイベグネットあるいは日本環境衛生センターというような

環境省の外郭団体ではあるのですが、技術研修等をしております。私どもは処理業者の認定、昔でいうところの認定講習、日本環境衛生センターというのは技術管理者の講習ということでやっておりますが、こういう機関でしかないのですね。これから優良業者として生き残っていくには、いかに廃棄物に詳しい人材を確保し、確保しながら育成していくというビジョンを持たないと生き残れないという事です。

不法投棄の撲滅という事で5年以内に5千トンを超えるものをゼロにしようというのが政府の事案になっておりますが、今回は、52万立方メートルですか、桁外れの大量な不法投棄ということになります。

中央環境審議会では今そこにいくつかの例示を上げていますが、そのことについての検討が進められておまして、運搬車両の確認方法も具体的な仕様が進められておりますし、廃棄物の最終処分場の跡地の環境のリスク管理これが具体化しようとしていることで、平成16年の廃棄物処理法の改正の中で入れ込んでいこうという事になっております。3月2日に閣議決定して、通常国会で成立を図ろうという事でございます。15年6月に法律を改正したばかりですけれども、また16年の法律の改正をしようという事になっております。

処分場の跡地について、それから廃棄物処理施設についての生活環境の保全上の支障、事故が発生した時の扱いを決めようという事で、いずれもこれまでの懸案となっている事項について取り組むという事で、私から見るとかなりこれは本気だなという評価をしています。ただ過去の廃棄物最終処分場を掘り起すとすると、過去の負の遺産を処理する方た

ちは大変大きな問題が出てくるだけにどう着地するのかというのが再改革でございます。

循環型社会形成推進計画

従来環境行政とちがう、循環型社会形成推進基本計画における目標が定められておりますので、ご承知かとは思いましたが、記してあります。一人一日当たりのごみの排出量を20%削減し、今現在一人当たりだいたい1,130g位ですので、それを800数十gに落とすとしていこうと国の計画として定めていくということでありまして。そのほか、入口と出口ということで、おおむね40%以上の削減、あるいは循環利用率を高めていくことを政府が計画しています。ここまでお話しするとお分かりかと思いますが、今までは廃棄物は廃棄物だけで環境省が所管していたのですけれども、リサイクル法が出来て関係省庁がいろいろ調整しているのですが、それとはもっとレベルが違ういわゆる政府レベルでの取り組みが少しずつ始まっていますので、一番取り残された環境問題がかなり充実したものになってくるだろうと考えています。

これは既存の施設・処理場の許可についてです。全体として長期的な話といたしましては、最終処分場が増えてこないのが特徴であります。これも今後どのような展開をするのか、基本的にいろいろ中央環境審議会のほうで、最終処分場については公共関与による確保ということをお分りいただいておりますので、これがこれからどのように展開していくのか、なぜ最近最終処分場が難しいかといいますと、跡地利用には、今の国内法の廃棄物処分場は浸透水の水質が排水規準に2年間安定的にクリアしていれば排出する事が認められるという制度があります。ところが、廃棄物

処分場が廃止されて排出法が適用されなくなった時その土地はどうなるか、簡単に廃止ということに結びつくのか、その土地の利用ということからみますと、場合によればオランダのように最終処分場となったものについては最終処分場としてずっと管理していく。あるいは一部の先進国では35年処分場を管理しようというようなことがあるのですけれども、わが国の場合には処分場を閉鎖してから概ね、数年程度ということになると最初の処分場の単価、1トン当たりいくらぐらい、処理単価に維持管理費用をどの程度計上していくかということが大変漠としてしまう問題がありまして、本当の意味でリスクアセスをした段階で今の処分費というのが安いのか高いのか正確な比較はなかなか出来ない。当面安い、しかし処分場からの環境影響を考えると、果たしてどうかということになると、やはり減量化して減用化して、というようなことを経た方が正しいのかもしれませんが、そのところが最終処分場の一番のブラックボックスになっています。そういう意味で、今後最終処分場も必要なのですが、どんどんできていくのかといいますとかなり大変になる。公共が関与しているというのは公共がその跡地をどういう形で利用するのかということが成立しない限り最終処分場の確保は跡地利用の関係を把握すると最終処分場の設置というのはますます難しくなると考えます。

ちなみに神奈川県内では、昭和55年以降1件も許可をした事はございません。つい最近県営の処分場を作りまして、平成17年から供用開始です、それが久々の処分場ですが、住民の皆さんの意向を良く聞きますと、なるほどな、というかなり過剰な反応をしている部分もあるものの、ますます処分場の確保は困

難、これからは循環処理をして減量化し、埋めるようにならざるを得ないのかなということです。

産廃処理場の許可の状況

相変わらず業務許可は増加の一途でして、現在延べ193,314件、対前年比14,765件増ということで、この業界への参入が大変増えてきている。果たして5年に一度の更新講習、更新許可で法律の強化、充実に対応していけるのか、会社に一人の講習会受講者あるいはそれと同等の能力のある方がいればよいということになっておりますけれども、適正処理という知識をどのようにバックアップしていくのかということが大きな課題かと思っております。

行政処分等の件数

これが大変増えてきております。行政処分指針というものは平成13年に国が示しましてそれに従って行政処分をしていますがこのような状況になっております。皆さんおそらく社長さんの場合ですけれども、いつ自分の会社が行政処分の対象になるかということの不安を常にお持ちだろうと思っております。どういう形で解決していったらよいのか、それは従業員教育が一番だと思います。安全衛生とか、道路安全衛生規則、廃棄物処理法以外の問題も含めてもう少し教育をしていくということが大切だと思います。廃棄物処理法を一から百まで全部知ってもらう必要はなく、収集運搬の方にはこれとこれとこれだけは守れよという、たとえば契約書・マニフェスト・帳簿、この三点を確実にしてそれらを適宜にチェックするだけでも相当なる事故は防げるはずで

廃棄物の適正処理

マニフェストの管理をする事によって相当な部分がカバーできるはずですが、それから契約書、あるいは帳簿を付ける事によって、法律の遵守をする事は確認が出来ますので、難しい廃棄物処理法を一から百まで全部覚えるということは所詮無理ですので、部門または担当者ごとにあなたはこれとこれを必ず守りなさいとメリハリをつけた教育を常に心がけるといふ事が必要でないかなと思います。

最近、講習会には社長さんだけでなく、一つの会社から複数の方が参加する、研修としての講習会を実行するケースも増加してきたと思います。講習会を受けるというのも一つの手だと思いますし、場合によっては講習会を受講された方が講習を皆さんにすることもあるとおもいますが、講習・研修をぜひ行っていただきたいと思っております。それともう一つは、行政処分をする時は、何かきっかけがあるわけです。これは都道府県によって違いますのでなんともいえませんが、一発で行政処分をするということはいよほどの事がない限りはありません。生活環境汚染上の支障があればそれはやりますけれども、行政処分をする前の動き、その段階で必要な対策をきちんと講じ、再発防止についての体制を固めるということによって、行政処分にならないという例を我々はいっぱい経験してきました。そういう意味では、市とか県からの監視もある意味では増えるかも。そこでいろんな問題を指摘してもらって、その指摘された問題を解決していくという姿勢をとっておかれたほうが得策。拒否反応を示される場合には行政としては何か疑いを持って入るので、監視は増える。でそこでどんどん指摘してもらおう。そ

して指摘してもらった内容は文面にして、その文面を県なり市にこういう事を指摘されたのですか？ということを確認し、その確認した内容について是正の対策を講じる、ということをおこなっておかれたほうがよろしいと思います。都道府県に於いては監視したときの監視内容を相手側に伝えるということがあります。行政処分前の段階でいかに行政側の考えを聞くかであります。

そこで、よくでてくるのが行政に聞いても回答が帰ってこない、どうしたらよいのか？ということがあります、その時の対処策それが記録であります。いついつ、こういう問題について聞いたのですが、回答が無い、あるいは、後日回答をするといって、そのままである。そういうものについては、きちんと記録を残して、万が一それによる事故があったような時につきましても、そういう経過の開示が大事になりますので、記録をきちんと残し、少なくともこちら側の意思を明確にするということが大事です。なかなか行政が個々の解釈について回答が出来ない、してくれないというようなことで大変苦情が多いのですが、問題提起だけはきちんとして、その記録を残していただきたい、それが自分の会社の防衛にも繋がるであろうと思います。

産廃の不法投棄の状況

ずっと40万トンレベルでありましたが、13年度に24万トンと大変減りましたが、平成14年度に31万8千トンとまた増えてきておりますが、これは果たして本当なのか。かなり怪奇的です。これは全国の都道府県からの報告に基づいて環境省が算出しているものでありまして、全国的にいうと、0件0トンというものがけっこう有るのです。多いと

ころは特定の場所にあると、不法投棄の量というのは押えようがない。だいたい見て何トン、何平方メートルというような感じで投棄件数は減っているけれども、投棄量は分からないというのが今の現状であります。

廃棄物処理やリサイクルの現状

少し視点を変えて見ますと、平成13年度一般廃棄物では、そこに示しているような、1トン当たり、処理費用が2万円を越えています。ごみ焼却処理施設が全国で、1,680施設ありまして、一日の処理能力が20.2万トンです。280日ぐらいの稼働と申しますけれども、現在ごみの排出量5,210万トンにくらべて、全国的にみると余力がある。地域的に余力がある、こういう施設の能力トータルというものはなかなか産廃の場合にはございません。国の動きが変りまして、一般廃棄物処理施設における産業廃棄物の処理を、余裕がある場合は認めていこうということが示されています。もう一つは、一般廃棄物処理施設の整備についての国の考え方が大きく変わってきているということです。

産業廃棄物処理施設整備計画

これまでの計画との相違点、この計画というのは、一般廃棄物処理施設についての計画の策定をしてきたわけで、政府全体の社会資本整備に在り方の見直しを受け、計画の内容を「事業の量」(事業費)から「達成される成果」(アウトカム目標)に変更しようということになります。事業費の総額を計画内容にしないで、どういう成果が予測されるか事前に評価する。たとえば、どこそこの市に何トンの焼却施設を作ったら、どういう評価があって、事後どういう効果が起こったか、と

というような自己評価も含めてやっていこう、というような視点に変わってきております。これは大変大きな流れで、直感的に考えて、地域における廃棄物で、郊外の施設に置ける余裕があるなら処理費用を頂きながら、問題を解決するために、処理を引き受けるということもこの事業計画の盛り込みによっては、可能になるであろうということでもあります。

国も、一般廃棄物処理施設で産業廃棄物を引き受けても宜しいと言いたいのでしょうけれども、今の段階では、国庫補助金との関係がありますから、環境大臣に相談してということになっております。私の感触ではいずれ、少しずつ、一般廃棄物処理施設で産業廃棄物の中でも一般廃棄物と同様な廃棄物についての処理については行う。また逆に、一般廃棄物の処理を民間の業者さんが処理を請け負うというような相乗りの形も当然考えるようになっていくのではないかと思います。

政府の中でも、廃棄物処理センターというものをつくる事によって、産業廃棄物の処理施設で、一般廃棄物を処理する事によってこれまでの産業廃棄物とか一般廃棄物とかの枠組みで物事を総て解決してきたのを廃棄物の性状を加味した処理ということに徐々に変わってきている、その兆しが見えてきていると思います。

産業廃棄物対策について

全国的に産業廃棄物にかかる税の検討がございます。8県1市では税が施行されておりますし、他に10団体で検討しております。また税の取り方についても地域によって様々です。産業廃棄物に関わる税というもの、これはいわゆる税を取る事によって原資を得て、リサイクル事業や環境保全にお金を注ごうと

というようなことに取り組んでいるわけですが、これだけ出来てくると、全国的にどのようなようになっていくかがですね、一つ考えていかななくてはいけないと思います。

公共関与による施設整備について

かなり進んでおりまして、すでに全国では16の法人が廃棄物処理センターというものを指定しておりますし、現在準備をしているところがいくつもあります。そんな中で、国がPCBについて、ある意味直接といっていいくらい深い地位の処理について注目しております。PCBやったのだから他の廃棄物についてやらないの？というようなことをよく質問されるのですが、PCBというものは、昭和48年に原則として使用されていないのですけれども、それから大変長い間、保管しか出来ないという事で、ずっと法律上きたわけで、一方では平成28年までに処理をしなくてはならないという国際間での条約がございまして、短期間で処理しなくてはならないなど、諸般の事情等をふまえて、日本環境安全事業株式会社という会社を作りまして、処理事業を実施しております。

PCB廃棄物処理については大変高額な料金がかかります。どこもまだ処理料金を示しておりませんのでいくらか分かりませんが、神奈川県で自分のところで処理しようとした事があるのですけれども、ちょっとした量30リットルぐらいのトランス1個でその当時軽乗用車一台分位の費用がかかりました。そんなものがほんとうに出せるものなのか……ということで、処理基金おそらく、補助・助成金になると思うのですが、PCB廃棄物処理基金というものを作って国も毎年20億円位を積み立てております。こういうPCB廃棄物

について国は積極的な取り組みをしております。私はPCBが終わったらもう少し他の廃棄物について国が関与しても良いのではないかと、こういう話をすると廃棄物処理センターでは1/4の国庫補助金がつくのですね。1/4というのは市町村のごみ処理施設の制限が1/4なのです。だから市町村のごみ処理施設と同じレベルの補助金を出してくれるなんてと国の職員に言われるのですけれども、こんな見方になってきております。

リサイクル関連

リサイクルのいろいろな情報を示しておりますが、リサイクルは一言で申しますと大変金がかかります。それを誰が負担するかですね。業界が負担しているのは容器包装リサイクル法ですね。今や平成16年度予算規模で580億円ぐらい業界のほうでかかると。市民、県民は分別をしたり、洗ったりという意味での参加をしていますし、市町村も分別収集をしているということから、処理費だけではなく換算すると、相当な金額がかかる。今1バーレル何ドル位ですか、確かドバイの原油で30ドルを越えていると思います。今日新幹線の中で見たら、38ドル18セントと40ドルに近いです。石油が上がれば上がるほどいわゆる廃棄物のリサイクル率の循環利用率が上がります。イラク戦争前までは、1バーレル15ドル～20ドルの間の水準でしたが、あれからもう倍以上まで上がっておりますので、プラスチックのリサイクル率が原油との関係で上がっているという、需要が増えているということが理解いただけると思います。

容器包装のリサイクル法

今、高い取り組みをされているのが、ガラ

スとアルミ缶とスチール缶です。紙についてははちばちと、紙製容器包装が21%ぐらいで高いですけども。これはパルプ産業、紙の原料の産業とのバランスとの問題があると思います。プラ製容器はまだ50%にいてないということで、ペットボトルの94%に比べると大変低いことから、プラ製容器について向上させていこうということが容器包装リサイクル法の最重要課題ではないかと思います。

お金も大変高いということですね。他のリサイクル法は、家電リサイクル法にしても建設リサイクル法にしてもほとんどが、利用者が何らかの形で負担をしていますけれども、利用実態は減っている。少し最近の状況について示しておきますので、何かの参考にしていただければと思います。家電リサイクル法につきましては、家庭用の冷凍冷蔵庫、この4月から対象になります。示した資料は環境省が出された資料なのですべて国の目標値との比較で、達成しているというのがうたい文句になっていますけれども、たとえばテレビ一つを取ってみても、平成18年ぐらいから順次デジタル化していきます、そうすると今のアナログテレビはどうなるのか。この前テレビ屋さんで、テレビのリサイクル量について聞いたらブラウン管はリサイクルするにしても、従来は循環があったが今はどんどん液晶テレビになってきている。中身が変ってきていると話をされた。

リサイクルというのは国内だけの問題ではない。幅広い視点を持っていないといけない問題ではないかと思います。このあいだ見たのではテレビは機械化と人でありますが、エアコン、冷蔵庫、洗濯機というのは全部セル方式で、一人の職人の方が全部壊して有用物を交換回収するという仕組みをとっておられ

ましたけれども、これからますますこの辺がどのようになるのか皆さんの産業との兼ね合いも含めて考えていただきたいと思います。

平成15年の法律改正の抜粋

一番皆さんのところで注意をして頂かないといけないところがあります。事業者の一般廃棄物処理の委託に関する事項で、事業者がその一般廃棄物の処理を委託することができる者、この辺の事は皆さんも重々承知の事と思いますが、全部で産業廃棄物は20種類ございまして、特定の事業活動に伴うものとして紙くず、繊維くず、動物性残さ等がありますね。これはいわゆる業種限定されている廃棄物でありますので、この業種以外から出る場合は、産業廃棄物じゃありません。そういう解釈が、紙くずでいっても、ある業種以外から出る場合、これは産業廃棄物ではないのです。たとえば自動車製品製造業から出てくる、紙くず、ダンボールなどは産業廃棄物ではなく一般廃棄物ですね。事業者がその一般廃棄物の処理を委託することができる者。簡単に言えば、一般廃棄物処理の許可を持っている人でないとダメ。ということになっております。これは当たり前の事ですね。でも現実問題としては大変大きな問題を抱えていると思います。従来は、紙くず、自動車製品製造業から出てくる工場からの廃棄物について紙くずと書くと、これは一廃ですよといわれますので、だいたい皆さんプラスチックと書いて全体として、産業廃棄物の処理業者に委託しているケースが多いのではないかと思います。マニフェストに書くにしても、自動車製品製造業から出る紙くずなんて書いたら、いやそれは一般廃棄物だからマニフェストいりませんよ、といわれてしまいます。現実的に

は、ダンボールを出したい、ダンボールは資源化されるけど、ウエストにしても、そういう場合にはプラスチックと一体となる、産廃だよというふうにやっていた事も多いのではないかと思います。この通知によって、一般廃棄物処理業というのは、市町村許可ですから、そういう制度が出来てしまったのです。現実的にいうと大変不合理という言い過ぎかもしれませんが、現実に即していない部分だと思うのです。市町村に、一般廃棄物処理業の許可を取りに産業廃棄物処理業者が行くと、あなたはどこに処理の委託をするのですか？一般廃棄物の処分業の許可を持っている者はなかなかいませんから。ということで混乱をきたしているのが現状かと思います。

産業廃棄物処理施設について 一般廃棄物処理施設の特例

産業廃棄物の処理施設で、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残さ等業種限定されている産廃を燃やすという施設ですけれど、持っている場合には、届け出をする事。施設の設置・許可を出しているのは都道府県知事、政令市でありますので、一般廃棄物処理施設として認めていただく手続をすることで、一般廃棄物の処理ができるということになります。既存の廃棄物処理施設を使って、一般廃棄物も燃やせるとなったら、今度はその段階で、一般廃棄物処分業の許可を施設の設置する場所の市町村に許可申請をもらう。こういう手続になります。そうはいっても、なかなかこれが混乱をしております、簡単にはいかないのですが、こういうことをやりたいという相談をし、それにこういう回答が帰ってきたという記録をきちんと残しておくということが現実論としては事業系の廃棄物を一日でも処

理しないわけにはいかないわけですから、しっかり意識しながら、事故のないように、厳密に言えばその段階で法律違反だといわれるのですが、多くの官ではそこらへんのところまでも、法律違反なんて言わないと思うのですけれども。適正に処理されるのであれば。

今一番困っていらっしゃるのは、倉庫業から出てくる木製パレット、今までは産業廃棄物の処理業者さんが、資源化なんかのリサイクルの流通ルートに乗っけていたらしのですけれども、今度は、受ける側が強気になって、金をくれないとダメという事になってしまって、お金を渡すということは、処理業の仕事になってしまって、木製のパレットの行き先に大変困っているというようなことを聞いています。

事業系の廃棄物のいわゆる感染性のマニュアルが、つい最近、新しいものが出ております。これは16日付の環境省のHP発表資料ですので、環境省のHPをぜひ見てください。

感染性廃棄物処理マニュアルの改正ということで、今回たいへん大きな改正がなされました。一つは、医療系廃棄物の重要な感染性の問題。感染性の種類ですが、一類、二類、三類の感染症件、指定感染症および、感染症

についての種類を名状している、というのが大きな特徴であります。従来はバイオハザードマークというような感染性廃棄物、極端な事を言いますと、医療系廃棄物は、もうなんとなく全部感染性廃棄物の扱いを受けていたきらいがあります、今度は、非感染性廃棄物というものが新たに加わってまいりまして、バイオハザードマークと、感染性のある廃棄物と、感染性のない廃棄物の分離がされることになりました。

国はこのところに来て、ものすごく劇的な勢いで、現実的な取り組みを変えております。ですから皆さんも、5年に一度の講習会でいろいろ聞くだけでなく、こういうふうな環境省のHPを、みなさんがあるいは社員の方に、必ずチェックをして頂いて、新しい情報を常に入手するということを心がけないと、事故の起こりにもなりますし、取り残されてしまうのではないかなということで、この事を示したわけであります。

まとまらない話で、いろいろな話をしましたので参考にしていただけるか不安がありますけれども、時間がまいりましたので、この辺で終わりにさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

* No, _____ ~ _____

* No, _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

（単票1箱=100セット、連続票1ケース=500セット入）

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設九団体副産物対策協議会発行	単票	3,000	箱
	連続票	15,000	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A 5 版 54ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議 会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A 4 版 30ページ 1冊 120円(実費)	冊

平成 年 月 日

〒 _____

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者又は

取扱責任者 _____ (印)

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

(注) *印の欄は、記入しないでください。

*支払 方法	振込 No _____ 現金 _____
*整 理 _____	

“安全で安心”

豊かな社会と自然環境の創造は
私たちの使命です

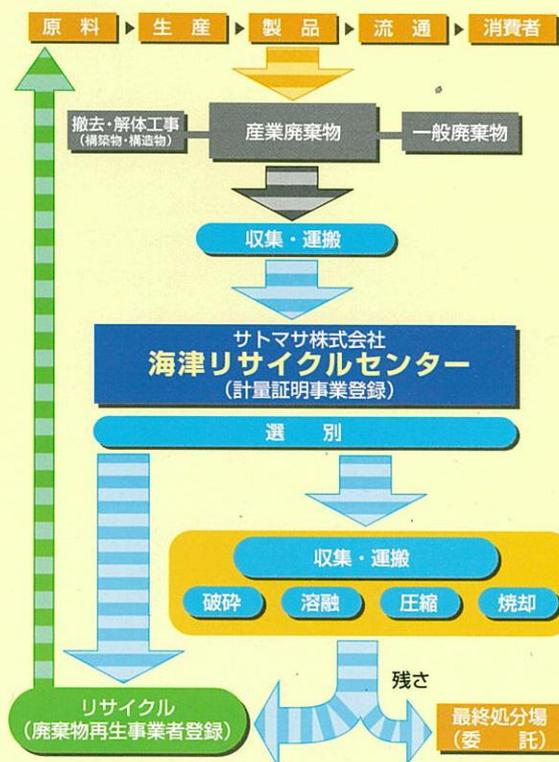


サトマサ株式会社

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことでもあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得しております。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉

- (社) 愛知県産業廃棄物協会
- (社) 岐阜県産業環境保全協会
- (社) 三重県産業廃棄物協会
- 岐阜県産業廃棄物処理協同組合
- 岐阜県清掃事業協同組合
- 愛知県産業廃棄物処理業暴力対策協議会
- 愛知県地域環境創造協会

本社 〒498-0045
愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

海津リサイクルセンター 〒503-0643
岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp



社団法人 岐阜県産業環境保全協会